

\*\*\*\*\*  
**監査だより Vol. 33**  
\*\*\*\*\*

岩手県監査委員事務局 平成 28 年 11 月発行

☆ **最近の監査事例から** ☆

**同じような事例がないか、チェックしてみてもうどうでしょうか？**

監査で指摘又は注意した不適切な事務処理事例についてその内容を紹介します。  
同じような事例はありませんか。未然防止のため、チェックしてみてください。

**資金前渡金の精算は忘れてませんか？**

**資金前渡金の経理の不適当(指摘)**

資金前渡金の精算は、資金前渡を受けた者が支払を完了したとき、会計規則により資金前渡精算書に支払を完了したことを証する書類を添えて、支出命令者に提出しなければならないものとなっています。

精算書の提出期限は、常用の費用に係るものなどは毎月分を翌月 10 日まで、災害に係る応急対策等のためのものは支払完了後 14 日以内、その他のものは支払完了後 7 日以内と定められています。

資金前渡金の精算に当たり、資金前渡精算書を作成していないものや支払完了後相当期間経過してから資金前渡精算書を提出している例がありましたので、資金前渡職員だけでなく、組織で確認やチェックをするなど不適正な事務にならないよう注意してください。

また、資金前渡精算書及び領収証書等は支出命令者から会計管理者等へ直ちに提示することになっておりますので、同様に注意してください。



**毒物・劇物の管理は適切ですか？**

**物品の取得、管理又は処分の不適当(注意)**



毒物・劇物の管理に当たり、毒物劇物管理簿等による在庫量の管理を行っていない例がありました。

毒物・劇物を取り扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法において「業務上取扱者」とされており、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏洩等を防止するのに必要な措置を行うことや、容器や貯蔵場所等への表示を行うことなど、各種の義務が課されています。

毒物劇物は、その取扱いによっては、保健衛生上大きな危害を及ぼす恐れがあるばかりでなく、犯罪・事件につながる可能性も高いことから、細心の注意を払って管理することが必要ですので、特に注意してください。

例えば、・保管庫は頑丈な構造(ガラス張り以外)で施錠

- ・管理簿は使用の都度使用量・残量を記載、定期的残量確認(本数ではなく、正確な重さで管理)
- ・貯蔵庫、容器又は被包への表示(「毒物・劇物」の適正表示)
- ・化学(理科)準備室以外に保管している農薬・除草剤の中の劇物の存在に注意

## ☆ 平成 28 年度(上期)の監査結果と特徴 ☆

指摘・注意件数が、前年度に比べ4件増加。契約事務及び工事事務が増加傾向、支出事務が減少傾向。

### 〈結果〉

平成 28 年度(上期)における監査の指摘・注意件数は次のとおりです。

平成 27 年度(上期)の指摘・注意件数に比較して、指摘が5件増加、注意が1件減少しています。

指摘区分別	平成 28 年度(上期)			平成 27 年度(上期)			対前年度比			摘 要 (H28 の主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
予算経理一般	—	2	2	—	—	—	—	2	2	
収入事務	10	7	17	9	8	17	1	△1	0	調定の遅れ→10 調定の金額誤り→3 歳入科目の誤り→2
支出事務	15	23	38	17	27	44	△2	△4	△6	支払の遅れ→22 支出金額の誤り→5 規則等定め書類未添付→3
契約事務	5	12	17	3	9	12	2	3	5	契約書作成の不相当→4
工事の執行	3	1	4	—	1	1	3	0	3	変更契約の不相当→1
補助金事務	3	2	5	1	3	4	2	△1	1	交付決定の遅れ→2
財産管理	2	12	14	3	14	17	△1	△2	△3	備品管理一覧表等の未整理 →7
行政事務の執行	1	4	5	1	2	3	0	2	2	
合 計	39	63	102	34	64	98	5	△1	4	

注) 指摘事項は県報公表を行っている不適当な事案ですが、注意事項はそれまでに至らない事案です。

### 【 特 徴 】

- ・調定の遅れ、支払の遅れ、旅費や職員手当の支給額の誤りなど、担当者以外に十分なチェックが行われていないことが原因で生じた誤りが多く見られました。
- ・また、委託や工事の契約締結に当たり、内容を示す書類が契約書に添付されていないもの、赴任旅費の支給に当たり、規則・要綱等に定められている書類を添付していないものなど、単純なミスも見受けられました。
- ・なお、前年度に指摘・注意した事項が改善されていなかったもの、指摘等の件数が多い所属などもありました。

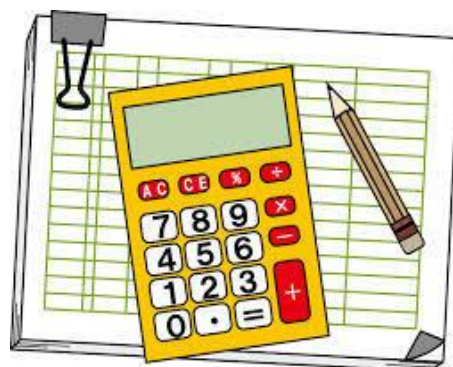
## ☆ 決算審査意見書の概要をお知らせします ☆

監査委員は、毎会計年度、普通会計及び企業会計の決算を審査し、審査意見書を提出します。また、財政健全化法に基づき、財政の健全性及び経営の健全性を審査しました。今回の監査だよりでは、その概要をお知らせします。

### 1 『平成27年度岩手県歳入歳出決算』審査意見書

#### (1) 一般会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて 602 億円余 (5.5%) の増加、歳出も 535 億円余 (5.4%) の増加となった。歳入は、震災復興特別交付税、地方消費税清算金、地方消費税及び法人事業税等の県税収入の増などにより増加した。歳出は、災害公営住宅整備事業費等の土木費、地方消費税清算金等の諸支出金、事業復興型雇用創出事業費補助等の労働費の増などにより増加した。
- ② 歳入歳出差引額は 1,112 億 6,844 万 8 千円で、実質収支額は 254 億 1,567 万 9 千円の黒字となった。



#### 【歳入歳出決算収支の状況 (一般会計)】

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	1,147,796,974 千円	1,087,577,943 千円	60,219,031 千円	5.5%
歳出決算額 (b)	1,036,528,526 千円	982,977,565 千円	53,550,961 千円	5.4%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	111,268,448 千円	104,600,378 千円	6,668,070 千円	6.4%
翌年度へ繰越すべき財源 (d)	85,852,769 千円	78,428,728 千円	7,424,041 千円	9.5%
実質収支額 (c) - (d)	25,415,679 千円	26,171,650 千円	△755,971 千円	△2.9%

#### (2) 特別会計歳入歳出決算

- ① 歳入が前年度に比べて 288 億円余 (10.6%) の減少、歳出も 286 億円余 (10.7%) の減少となった。
- ② 歳入歳出差引額は 60 億 39 万 4 千円で、実質収支額は 37 億 9,596 万 4 千円の黒字となった。

#### 【歳入歳出決算収支の状況 (特別会計)】

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度増減額・率	
歳入決算額 (a)	244,291,446 千円	273,187,551 千円	△28,896,105 千円	△10.6%
歳出決算額 (b)	238,291,052 千円	266,923,439 千円	△28,632,387 千円	△10.7%
歳入歳出差引額 (a) - (b) (c)	6,000,394 千円	6,264,112 千円	△263,718 千円	△4.2%
翌年度へ繰越すべき財源 (d)	2,204,430 千円	1,977,882 千円	226,548 千円	11.5%
実質収支額 (c) - (d)	3,795,964 千円	4,286,230 千円	△490,266 千円	△11.4%

### (3) 総括的意見

- ① 被災者一人ひとりに寄り添い、県民が実感できる本格復興と地域の将来像実現に向けた施策を展開していくため、人材の確保など**体制面を強化**し、早期復興を進める**財源の確保**に一層努められたい。
- ② 今後、大震災からの**一日も早い復興**はもとより、**新たな重要課題**に迅速かつ的確に対応するため、**限られた財源を重点的かつ効率的に活用**されたい。併せて、**経済性、有効性の観点**に十分に留意のうえ、**適時適切な行財政運営等**に努められたい。
- ③ **中長期的には**、環境の変化も踏まえた公債費負担適正化計画の着実な実施により、県債残高の縮減、実質公債費比率の改善を図るなど、**健全かつ計画的な財政運営**のもと「希望郷いわて」実現のための**施策が積極的に展開**されるよう強く望む。

### (4) 個別的意見

#### ① 留意改善を要する事項(指摘事項)について

指摘件数は前年度と同数の 72 件となった。財産管理は 20 件減少した一方、支出事務が 12 件増加、収入事務が 4 件増加となり**会計事務の根幹に関わる部分の指摘が増えている**ことから、改めて全庁的な取組の強化が求められる。

#### ② 内部管理体制について

指摘事項の中には、単純ミスが多く見受けられたほか、組織としての意思決定や検討等が不十分なもの、財務事務に対する意識が不足しているものなどが認められた。

この中には、**前年度の監査の結果、指摘事項等であったにもかかわらず改善が認められないもの**が全体の 2 割弱 (13 件) 含まれていた。組織的な改善努力を怠ったことに起因すると認めざるを得ないことから、組織的なチェック体制構築、職員や組織の意識改革を図るよう強く求めたところであり、この対応を検討、実施していくことが、今後県に求められる内部統制の整備につながっていくと思われる。

さらに、**コンプライアンスの観点から好ましくないと思われる事例**も認められた。

県は、専門部署設置や職員配置、内部考査の実施等により組織的牽制機能の強化を図っているところであり、これらの取組を通じて内部管理体制の確立に努め、同様の事例が生じないよう強く望む。

#### ③ 収入未済等について

県税等では減少傾向が見られるなど一定の成果は認められるものの、**債権の種類や担当部署によっては取組に強弱**が見られる。

負担の公平性・公正性を堅持する観点からは、新たな収入未済の発生防止と既存の収入未済の解消を柱とし、督促等の頻度や方法を全庁統一的に実施する必要がある。

さらに、債権管理マニュアル等を定期的に検証・見直すことにより、具体的な事務や対応を明示し、より実態に即した対策を講じることが重要である。債務者の財産状況等を定期的に把握し、債権保全策の強化と組織的な取組の強化に努められたい。

なお、未収債権については、徴収等コストを勘案するとともに、資産としての価値の適正評価に基づいて効率的かつ確実な債権回収を検討する必要がある。

#### ④ 職員の資質向上について

指摘事項では、一部に財務関係法規等の理解不足などによる会計事務の遅れや誤りが見受けられた。このことから相談機能等を強化するほか、先行事例や不適切事例に係る再発防止策等を含め、**従来の組織の垣根を越えて**共有し拡充することが重要と考える。

専門的知識と経験を有する職員を活用し、実務を通じた指導や助言ができる職場環境を整備するとともに、職員の目的意識や意欲を高める中で、**計画的な人材育成と職員全体の一層の資質向上**に努められたい。

## 《事務局長から》



監査委員は、平成27年度歳入歳出決算に係る審査意見書において、内部管理体制の強化、収入未済の解消と発生防止などを知事に対して意見として述べています。

とりわけ、前年度の監査の結果、指摘事項等であったにもかかわらず改善が認められないものが全体の2割弱も含まれていたことを問題点として記述しています。

これから、この監査委員の意見書も踏まえた審議が決算特別委員会でも各部局ごとに行われますが、職員一人ひとりが日頃から注意を払って業務に取り組むことはもとより、各公所において、自らの組織としての管理体制を検証し、確立して行くことが求められています。

各公所の所属長におかれては、あらためて、そうした職場環境の整備に注力をお願いします。

## 2 『平成27年度岩手県立病院等事業会計決算』審査意見書

### (1) 経営の状況

- ① 事業収益 1,007 億 891 万円余に対し、事業費用は 1,020 億 8,330 万円余で、純損失 13 億 7,439 万円余となり、累積欠損金は 451 億 4478 万円余に増加した。
- ② 本業部分の経常損益では、7 億 1,457 万円余（対前年比 18 億 8,272 万円余減）の損失を計上し、平成 21 年度以来 6 年ぶりの赤字となった。
- ③ 医業収益は、入院、外来とも患者数は減少したが、外来患者1人当たりの収益が伸びたため、6 億 2,679 万円余増加した。  
医業外収益は、一般会計繰入金等の減により 5,102 万円余減少した。
- ④ 医業費用は、人件費の伸びや高額薬品の使用量が増加したこと等により 28 億 4,054 万円余増加した。  
医業外費用は、繰延勘定償却額や企業債利息の減少等により 3 億 8,206 万円余減少した。



### 比較損益計算書

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度増減額、率	
事業収益 (a)	100,708,910 千円	100,245,448 千円	463,462 千円	0.5%
事業費用 (b)	102,083,302 千円	127,611,670 千円	△25,528,368 千円	△20.0%
純利益 (C)=(a)-(b)	△1,374,392 千円	△27,366,222 千円	25,991,830 千円	△95.0%
前年度繰越欠損金 (d)	43,770,388 千円	16,404,166 千円	27,366,222 千円	166.8%
当年度未処理欠損金 (e)=(c)+(d)	45,144,780 千円	43,770,388 千円	1,374,392 千円	3.1%

### 利用患者数の状況

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度増減
入院患者数	1,269,916 人	1,306,736 人	△36,820 人
外来患者数	1,967,743 人	2,026,398 人	△58,655 人
計	3,237,659 人	3,333,134 人	△95,475 人



## (2) 審査意見

- ① 人件費の伸び等により医業費用が増加し、経常損益は赤字となったが、入院、外来とも患者数が減少している状況下で施設基準の新規取得等の取組により医業収益を増加させるなど経営努力が認められる。

今後の事業運営に当たっては、医業収益の確保に加え病床数の最適化、材料在庫等の適正管理、個人医療費未収金の縮減、施設の効率的な整備などにより、経常利益の確保に努めるとともに、段階的な累積欠損金縮減の観点からも「岩手県立病院等の経営計画」に掲げる安定した経営基盤の確立に向けた取組を一層積極的に推進されたい。

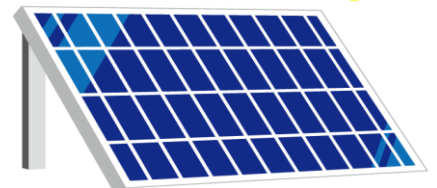
- ② 医師確保及び定着支援策を積極的に推進し、診療体制の充実、強化を図り、良質な医療を提供できる環境を整備するとともに、他の医療機関との連携促進など地域医療を支える体制の更なる強化を期待する。

また、再建途上の県立高田病院についても、早期の開院に向け、着実な取組を望むものである。

## 3 『平成27年度岩手県電気事業会計決算』審査意見書

### (1) 経営の状況

- ① 総収支の状況は、事業収益 50 億 1,813 万円余に対し、事業費用は 39 億 2,538 万円余で、純利益 10 億 9,274 万円余(対前年度 2 億 6,998 万円余増)となった。
- ② 事業収益は、胆沢第三発電所や相去太陽光発電所の通年運転などにより電力料収入が伸びたものの、特別利益の皆減等により 1 億 1,199 万円余減少した。事業費用は、修繕費や特別損失の減等により、3 億 8,198 万円余減少した。



### 比較損益計算書

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度増減額、率	
事業収益 (a)	5,018,131 千円	5,130,123 千円	△111,992 千円	△2.2%
事業費用 (b)	3,925,382 千円	4,307,363 千円	△381,981 千円	△8.9%
純利益 (C)=(a)-(b)	1,092,748 千円	822,760 千円	269,988 千円	32.8%
当年度未処分利益剰余金 (d)	1,163,318 千円	1,778,655 千円	△615,337 千円	△34.6%

## (2) 審査意見

- ① 電力料収入の増加や修繕費の減少等により経常利益が大幅に増加するなど、経営は良好に推移していると認められる。
- ② 黒字が継続しているものの、施設の高経年化に伴う老朽化対策や新規開発に伴う費用の増加が見込まれることなどから、今後の経営に当たっては、「岩手県企業局長期経営方針」に沿って、老朽化施設の更新等を計画的に実施し、電力の安定供給を通じて、地域経済の発展と県民福祉の向上に努められたい。  
また、電力システム改革の進展等に伴う「岩手県企業局第5次中期経営計画」の取組を着実に実施し、電気事業を取り巻く環境の変化への対応に万全を期されたい。
- ③ クリーンエネルギー導入支援事業等の地域貢献活動については、被災地や国体関連など、その効果が認められることから、今後とも地域のニーズを的確に把握し、積極的に取組まれたい。

## 4 『平成27年度岩手県工業用水道事業会計決算』審査意見書



### (1) 経営の状況

- ① 総収支の状況は事業収益 9 億 4,007 万円余に対し、事業費用 7 億 9,333 万円余で、純利益が 1 億 4,674 万円余(対前年度 6,527 万円余増)となった。
- ② 事業収益は、超過水量の減などにより営業収益が減少したものの、施設維持のための負担金収入や未利用資産の売却益などにより営業収益以外が増加したため、4,883 万円余増加した。一方、事業費用は、固定資産除却費等の営業費用が増加したものの、支払利息や地方公営企業会計基準の見直しに伴う退職給付引当金の繰入などによる特別損失等の減により、営業費用以外が減少したため、1,644 万円余減少した。

この結果、純利益は前年度より 6,527 万円余増加した。

### 比較損益計算書

区 分	平成 27 年度	平成 26 年度	対前年度増減額、率	
事業収益 (a)	940,077 千円	891,239 千円	48,838 千円	5.5%
事業費用 (b)	793,337 千円	809,777 千円	△16,440 千円	△2.0%
純利益 (C)=(a)-(b)	146,740 千円	81,462 千円	65,278 千円	80.1%
当年度未処分利益剰余金 (d)	256,998 千円	110,258 千円	146,740 千円	133.1%

### (2) 審査意見

- ① 営業収益は減少したが、前年度に引き続き経常利益を確保するなど経営努力が認められる。
- ② 施設の老朽化対策の経費増大など工業用水道事業会計を取り巻く経営環境は、厳しい状況が続くと見込まれるため、一層の経営の安定化に向けて施設の更新等を計画的かつ効率的に実施するよう努められたい。
- ③ 今後の経営に当たり、施設の適切な維持管理に努めるとともに、新たな需要を開拓するなど契約水量の増加に取り組み、引き続き良質な工業用水の安定供給を通じて、地域社会の発展に寄与することを期待する。

## 5 『平成27年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率』審査意見書

### (1) 『平成27年度決算に基づく健全化判断比率』審査結果

審査に付された平成27年度の健全化判断比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

比 率 名	平成 27 年度	(参 考)			
		平成 26 年度	増 減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	— %	ポイント	%	%
	—	—	—	3.75	5.00
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75	15.00
実質公債費比率	20.5	20.4	0.1	25.0	35.0
将来負担比率	224.6	236.3	△11.7	400.0	

### ① 実質赤字比率

**実質赤字比率は、前年度と同様に実質赤字額がないことから算定されない。**

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要がある。

## ② 連結実質赤字比率

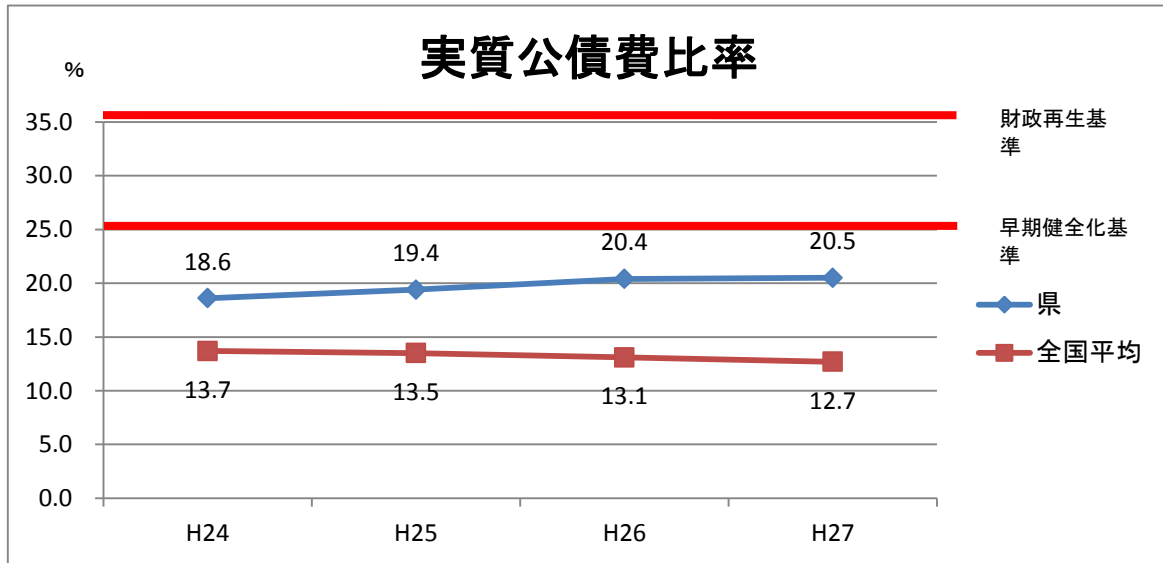
連結実質赤字比率は、前年度と同様に連結実質赤字額がないことから算定されない。

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要がある。

## ③ 実質公債費比率

実質公債費比率は、20.5%で、前年度に比べ0.1ポイント増加したが、早期健全化基準の25.0%を4.5ポイント下回っている。ただし、起債に当たり、総務大臣の許可が必要となる18%を超えている。

一般会計等が負担する元利償還金などの標準財政規模に対する比率であり、18%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限される。



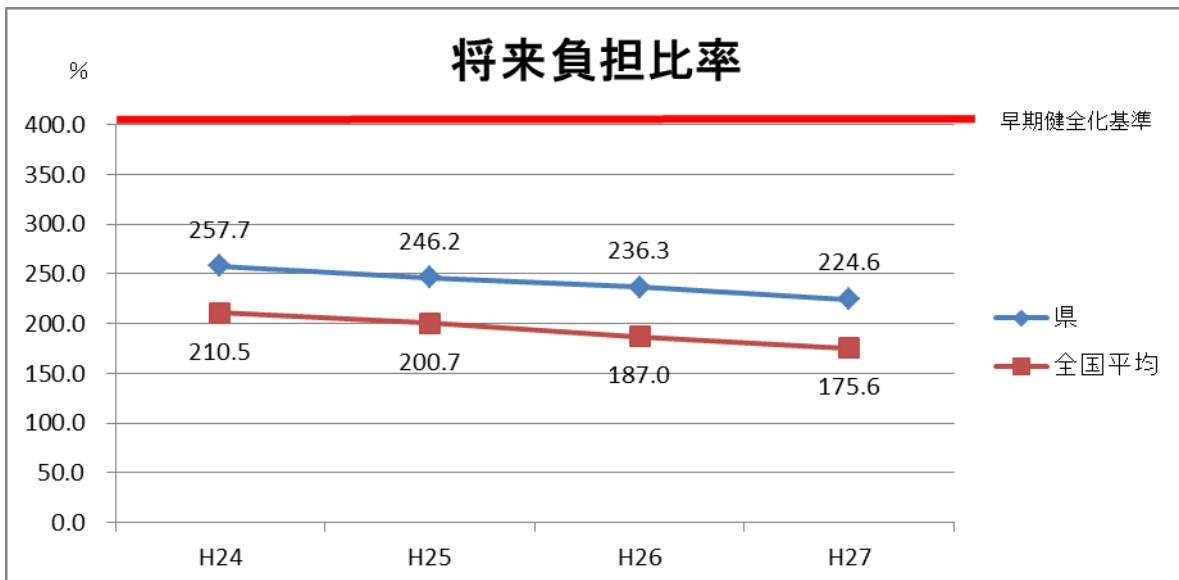
(H27 全国平均は速報値)

## ④ 将来負担比率

将来負担比率は、224.6%となっており、前年度に比べ11.7ポイント減少し、早期健全化基準の400.0%を175.4ポイント下回っている。

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標である。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなる。



(H27 全国平均は速報値)



## (2) 『平成 27 年度決算に基づく資金不足比率』審査結果

審査に付された各公営企業会計の平成 27 年度の資金不足比率及びその算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

なお、各公営企業会計の資金不足比率は、前年度と同様に資金不足額がないことから算定されない。

資金不足比率は、各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率であり、経営健全化基準(20%)以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

公営企業会計名	平成 27 年度 資金不足比率	(参 考)		
		平成 26 年度 資金不足比率	増 減	経営健全化基準
岩手県流域下水道事業特別会計	— %	— %	ポイント —	20.0 %
岩手県港湾整備事業特別会計	—	—	—	
岩手県立病院等事業会計	—	—	—	
岩手県電気事業会計	—	—	—	
岩手県工業用水道事業会計	—	—	—	

## ☆ 出前説明会のご案内 ☆

### 出前説明会を開催します！！

監査において指摘事項があり、当該機関で改善がなされても、別の機関において同じような指摘事項が散見されます。

監査委員事務局では、不適正な事務処理の未然防止・再発防止の観点から、指摘事例や措置の内容等について、出前説明会を実施しています。

実施希望や詳細については、監査第二課(内線6255)までご連絡ください。

